

計画変更の概要（手数料算定表）

1 変更事項の概要

	変更部分	変更内容	変更面積 (m ²) 床面積算定準則
1			第 項 号
2			第 項 号
3			第 項 号
4			第 項 号
5			第 項 号

2 手数料算定用床面積の算出

次の(A)、(B)のうち小さい方

(A) 計画変更前の床面積の合計 _____ m²

(B) 床面積の算定を行った変更床面積の合計 _____ m²

床面積の算定を伴わない変更箇所の合計 _____ 箇所

床面積の増加の合計 _____ m²

手数料算定用床面積及び手数料の金額

$\times 1/2 + =$ _____ m²

手数料 ¥ _____ 円

または、 のみの場合 手数料 ¥ _____ 円 (30m²以下)

3 手数料算定用面積の求積図

別紙図面の通り

計画変更床面積算定準則

第1 次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係わる部分の床面積として算定する。(床面積の増加する部分を除く)

項	号	変更内容	面積の算定方法
1	1	道路幅員、接道長さ、敷地面積、敷地境界線、建築物位置の変更	申請建築物の建築面積
	2	建築面積の変更	変更される建築面積
	3	高さの変更	変更される部分の床面積
		階数の変更	変更される階の床面積
	4	床の変更	変更される部分の床面積
	5	階段の変更	変更される部分の水平投影面積
	6	柱、梁又はけたの変更	変更に係わる柱、梁又はけたが荷重を負担する部分の床面積
	7	壁の変更	室の床面積 × $\frac{\text{変更部分の壁の長さ}}{\text{壁全体の長さ}}$
	8	屋根、軒、軒裏、ひさし、又は天井の変更	変更される部分の水平投影面積
	9	開口部の変更	開口部の面積
	10	土台、基礎又は基礎ぐいの変更	土台、布基礎などは7の壁に同じ、その他の基礎は6の柱に同じ
	11	小屋組の変更	変更される部分の水平投影面積
	12	斜材の変更	変更される部分の水平投影面積 ただし、当該斜材が壁に含まれる場合7の壁に同じ
13	建築設備(法87条の2第1項に該当するものを除く)の変更	変更される部分の水平投影面積	
	防煙壁の変更	区画部分の床面積 × $\frac{\text{変更防煙壁の長さ}}{\text{防煙壁全体の長さ}}$	
2	1	1項に掲げる変更以外のもの	30㎡以下のものとして扱う

第2 第1の算定により算定した変更に係わる部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超える場合は、変更前の計画の床面積の合計を上限とする。